



官 稅 1 — 40
令和 3 年 7 月 27 日

日本税理士会連合会
会長 神津 信一 殿

国税庁 長官官房総務課
税理士監理室長 菅沼 哲矢

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に
本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について（周知依頼）

平素から税務行政に格別の御理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

令和 3 年 7 月 19 日以降、出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号）第 14 条の 2 第 4 項に規定する「船舶観光上陸許可書（その交付に際して当該交付を受ける者の同法第 2 条第 5 号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限る。）」（様式は別添 1 のとおり。）を、犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成 19 年法律第 22 号）（以下「犯収法」という。）における顧客等の本人特定事項の確認の際に、本人確認書類として用いることができることとなった旨、警察庁から連絡がありました（警察庁からの連絡文書は別添 2、改正条文が掲載された官報は別添 3 のとおり。）。

これにより、令和 3 年 7 月 19 日以降、船舶観光上陸許可書を犯収法における本人確認書類とする場合には、確認記録の記録事項（犯罪収益移転防止法施行規則第 20 条第 1 項第 17 号）として、

- ① 書類名称（船舶観光上陸許可書）
 - ② 当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号
- を記録する必要がありますので、ご留意いただきますようお願いします。

貴会におかれましては、お手数ですが、各税理士会及び各支部並びに税理士の皆様に対し、会議・研修等の場や貴連合会のホームページ・広報誌への掲載などを通じ、広く周知していただきますよう、お願ひいたします。

連絡先：国税庁 長官官房総務課
税理士監理室 税理士第一係
TEL 03-3581-4161（内線 3402）
担当：金子

別記第十七号の三様式(第十三条の二関係)

日本国政府法務省	番 号			
	年 月 日			
船 舶 觀 光 上 陸 許 可 書 数 次 船 舶 觀 光 上 陸				
1 氏 名	(男 · 女)			
2 生年月日				
3 国籍・地域				
4 旅券番号				
<hr/>				
下記のとおり許可します。				
(1) 指定旅客船の名称				
(2) 寄港する出入国港				
(3) 上陸期間 自 年 月 日 ~ 至 年 月 日				
(4) 行動範囲				
(5) その他の制限 本邦において収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動をしてはなりません。				
<hr/> 入国審査官 _____				
<hr/> 注意				
(1)上陸中は本許可書を常に携帯し、権限のある官憲に要求された場合は、これを提示しなければなりません。				
(2)本許可書は、最終の出国時に入国審査官に返還してください。				
(3)行動範囲の制限その他付された制限に違反したときは、本許可を取り消すことがあります。				
数次許可用 確認欄				

原議保存期間3年
(令和7年3月31日まで)

犯罪収益移転防止法共管省庁担当課長 殿

事務連絡

令和3年7月16日

警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長

犯罪による収益の移転防止に関する法律における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として船舶観光上陸許可書が用いられた場合の留意事項について

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令（令和3年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第2号）の施行により、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（平成20年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第1号。以下「犯罪収益移転防止法施行規則」という。）第6条及び第7条の規定が改正され、令和3年7月19日以降、出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第14条の2第4項に規定する船舶観光上陸許可書（以下「船舶観光上陸許可書」という。）を犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）における顧客等の本人特定事項の確認の際に本人確認書類として用いることとなります。

船舶観光上陸許可書が本人確認書類として用いられた場合には、犯罪収益移転防止法施行規則第20条第1項第17号に掲げる記録事項として、当該船舶観光上陸許可書の様式右上「番号」欄に記載された許可書番号ではなく、その名称に加えて、当該船舶観光上陸許可書に記載された国籍・地域及び旅券番号を記録する必要があります。

各省庁におかれましては、この点、適切な取扱いが行われるよう所管する特定事業者に周知していただきますようお願いいたします。

【連絡先】

警察庁刑事局組織犯罪対策部

組織犯罪対策企画課犯罪収益移転防止対策室

電話 03-3581-0141（内線4937、4938）

○財務省、総務省、法務省、令第二号
 経済産業省、厚生労働省、農林水産省、令第一号
 国土交通省、農林水産省、令第一号
 特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）及び特定複合観光施設区域整備法施行令
 （平成三十一年政令第七十二号）の施行に伴い、並びに犯罪による収益の移転防止に関する法律（平成十九年法律第二十二号）、第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第六条第二項、第八条第三項及び第二十条の規定に基づき、犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。
 令和三年七月十六日

内閣総理大臣 菅義偉
 総務大臣 武田良太
 法務大臣 上川陽子
 財務大臣 田村太郎
 厚生労働大臣 麻生太郎
 農林水産大臣 野上浩一
 経済産業大臣 梶山一嘉
 國土交通大臣 弘志嘉
 農林水産大臣 一嘉
 経済産業大臣 弘志
 國土交通大臣 一嘉
 厚生労働大臣 一嘉
 財務大臣 一嘉
 法務大臣 一嘉
 総務大臣 一嘉
 内閣総理大臣 一嘉

改 正 後	改 正 前
(定義) 第一条 この命令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 〔一〇十 略〕	(定義) 第一条 「同上」
十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 (簡素な顧客管理を行うことが許容される取引) 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 〔一〇十 略〕	十一 特定受任行為の代理等 法別表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項に規定する特定受任行為の代理等をいう。 (簡素な顧客管理を行うことが許容される取引) 令第七条第一項に規定する簡素な顧客管理を行うことが許容される取引として主務省令で定めるものは、次の各号に掲げる取引とする。 〔一〇十 同上〕
十一 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの 十二 令第七条第一項第七号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第一項第四十三号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結(当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る)。	十一 令第七条第一項第五号に定める取引のうち、代金の支払の方法が現金以外のもの 十二 令第七条第一項第六号に定める取引のうち、次に掲げるもの イ 電話を受けて行う業務に係るものであつて、電話による連絡を受ける際には法第二条第一項第四十二号に掲げる特定事業者のうち顧客宛ての電話を受けてその内容を当該顧客に連絡する役務を提供する業務を行う者であることが容易に判別できる商号その他の文言を明示する旨をその内容に含む契約の締結(当該内容が当該契約に係る契約書に記載されている場合に限る)。
〔2・3 口 十三 略〕	〔2・3 口 十三 同上〕

犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令
犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則(平成二十年内閣府、総務省、法務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第一号)の一部を次のように改正する。
次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を加える。

(顧客等の本人特定事項の確認方法)
第六条 法第四条第一項に規定する主務省令

(顧客等の本人特定事項の確認方法)
第六条 「同上」

で定める方法のうち同項第一号に掲げる顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百九号)第二条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第一条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る)であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるもの又は同法第十四条の二第四項に規定する船舶観光上陸許可書(その交付に際して当該父付を受ける者の同法第二条第五号に掲げる旅券の写しが貼り付けられたものに限り、次条第一号イ及び第三号において單に「船舶観光上陸許可書」という。)の提示を受ける方法

方法とする。

一 [略]

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等(第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る)当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第一条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ)であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

一 「同上」

二 法第四条第一項第一号に規定する外国人である顧客等(第八条第一項第一号に掲げる特定取引等に係る者に限る)当該顧客等から旅券等(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第一条第五号に掲げる旅券又は同条第六号に掲げる乗員手帳をいい、当該顧客等の氏名及び生年月日の記載があるものに限る。以下同じ)であつて、第八条第一項第一号に定める事項の記載があるものの提示を受ける方法

二 「同上」

三 [略]
2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日に特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方

法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行ふ場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所

三 [略]
2 特定事業者は、前項第一号イからチまで若しくは又は第三号イ若しくはニに掲げる方法(同項第一号ハに掲げる方法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された次の各号に掲げる書類のいずれか(本人確認書類を除き、有効期間又は有効期限のある第四号及び第五号に掲げるものにあつては特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内において有効なものに、その他のものにあつては領収日付の押印又は発行年月日の記載があるもので、その日が特定事業者が提示又は送付を受ける日前六月以内のものに限る。以下「補完書類」という。)の提示を受ける場合を、同号ニに掲げる方

法にあつては当該顧客等の現在の住居が記載された補完書類又はその写しの送付を受ける場合を除く。)により本人特定事項の確認を行ふ場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所

等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。

〔一・三 略〕

四 当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他のこれに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）

五 [略]

〔三・四 略〕

(本人確認書類)

第七条 前条第一項（第十二条第一項において準用する場合を含む。）に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受けたる書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかとする。ただし、第一号イ及びハに掲げる

除く。」により本人特定事項の確認を行う場合において、当該本人確認書類若しくはその写しに当該顧客等の現在の住居若しくは本店若しくは主たる事務所の所在地の記載がないとき又は当該本人確認書類に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写し若しくは当該補完書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかるわらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号二に規定する取引関係文書等は、当該

第七条 前条第一項に規定する方法において、特定事業者が提示又は送付を受ける書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書類のいずれかととする。ただし、第一号イ及びハに掲げる本人が認証書類（特定取引等を行うための申込み書類）

等の住居又は本店等に宛てて送付するものとする。
四　当該顧客等が自然人である場合にあつては、前各号に掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類するもので、当該顧客等の氏名及び住居の記載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融厅長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く）

在地の記載がないとき又は当該本人確認書類等に組み込まれた半導体集積回路に当該顧客等の現在の住居の情報の記録がないときは、当該顧客等又はその代表者等から、当該記載がある当該顧客等の本人確認書類若しくは補完書類の提示を受け、又は当該本人確認書類若しくはその写しの送付を受けることにより、当該顧客等の現在の住居又は本店若しくは主たる事務所の所在地を確認することができる。この場合においては、前項の規定にかかわらず、同項第一号口、チ若しくは又は第三号二に規定する取引関係文書は、当該本人確認書類若しくは当該補完書類又はその写しに記載されているものとする。

本「口二略」あるものに限る)

管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第二項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは「当該自然人」とする。若しくは船舶觀光上陸許可書又は身体障害者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード、前条第二項第二号に規定する旅券等（この場合において、同号中「当該顧客等」とあるのは「当該自然人」とする。若しくは船舶觀光上陸許可書又は身体障害者等の出入

本イからニまでに掲げるもののほか、
官公庁から発行され、又は発給された
書類その他これに類するもので、当該
自然人の氏名、住居及び生年月日の記

管理及び難民認定法第十九条の三に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）第七条第一項に規定する特別永住者証明書、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カード若しくは旅券等又は身体障害者手帳、精神障害者手帳、保健福祉手帳、療育手帳若しくは戦傷病者手帳（当該自然人の氏名、住居及び生年月日の記載があるものに限る。）

イ　運転免許証等（道路交通法（昭和三
十五年法律第二百五号）第九十二条第一
項に規定する運転免許証及び同法第二百
四条の四第五項（同法第二百五条第二項
に規定する運転免許証等）に付する印鑑登
録証明書を除く。）並びに第
三号に定める本人確認書類並びに有効期間
又は有効期限のある第一号口及びホルダ
第二号口に掲げる本人確認書類並びに第四
号に定める本人確認書類にあつては特定事
業者が提示又は送付を受ける日において有
効なものに、その他の本人確認書類にあつ
ては特定事業者が提示又は送付を受ける日
前六月以内に作成されたものに限る。

四 載があるもの（国家公安委員会、カジノ管理委員会、金融庁長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、経済産業大臣及び国土交通大臣が指定するものを除く。）	前条第一項第二号に掲げる者 同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書
四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。及び外国人に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国人」とする。）のほか、日本国政府の承認した在外國に本店又は主たる事務所を有する法人（とする。）のほか、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他のこれに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	前条第一項第二号に掲げる者 同号に規定する旅券等又は船舶観光上陸許可書

四 外国人（日本の国籍を有しない自然人をいい、本邦に在留しているもの（日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第九条第一項又は日本国における国際連合の軍隊の地位に関する協定第三条第一項の規定により本邦に入国し在留しているものを除く。）を除く。及び外国人に本店又は主たる事務所を有する法人 第一号又は第二号に定めるもの（この場合において、第一号中「当該自然人」とあるのは「当該外国人」と、第二号中「当該法人」とあるのは「当該外国人」とする。）のほか、日本国政府の承認した在外國に本店又は主たる事務所を有する法人（とする。）のほか、日本国政府の承認した国際機関の発行した書類その他のこれに類するもので、第一号又は第二号に定めるものに準ずるもの（自然人の場合にあってはその氏名、住居及び生年月日の記載があるものに、法人の場合にあってはその名称及び本店又は主たる事務所の所在地の記載があるものに限る。）	前条第一項第二号に掲げる者 旅券等
---	-------------------

三 貴金属等の引渡しと同時にその代金の全額を受領する場合におけるものに限る。）国籍及び旅券等の番号	第十一条 法第四条第一項（同条第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する主務省令で定める方法のうち同条第一項第三号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる顧客等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。
二 「略」	二 「略」

二 「略」	二 「略」
一 令第七条第一項第一号イからハまで、（本邦内に住居を有しない外国人の住居に代わる本人特定事項等）	二 「略」
二 「略」	二 「略」

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)

第二十二条 令第十五条规定第一項第四号に規定する主務省令で定める取引は、次の各号に掲げるものとする。

〔一〕〔三〕略

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第三項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第三項第四十三号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

〔略〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

〔略〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

(取引記録等の作成・保存義務の対象から除外される取引等)

第二十二条 同上

〔一〕〔三〕同上

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第三項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第三項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

〔略〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

(身分証明書の様式等)

第三十三条 法第十六条第一項又は第十九条第三項の規定による立入検査をする職員の携帯する身分を示す証明書(次項において「身分証明書」という)の様式は別記様式第五号のとおりとする。ただし、次の各号に掲げるものについては、この限りでない。

〔一〕〔二〕略

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第三項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第三項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

〔略〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

(身分証明書の様式等)

第三十三条 同上

〔一〕〔二〕同上

四 その代金の額が二百万円を超える法第二条第三項第四十二号に規定する貴金属等の売買のうち、当該代金の支払の方法が現金以外のもの

五 法第二条第三項第四十二号に規定する業務で現金を内容とする郵便物の受取及び引渡しに係るもの以外のものに係る取引

〔略〕

〔法第八条第二項に規定する主務省令で定める方法〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この命令は、特定複合観光施設区域整備法の施行の日（令和三年七月十九日）から施行する。